



# 暮らしの判例

国民生活センター 相談情報部



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## 個別鑑定をうたう占いサイトが実際には個別占いをせずポイントを費消させた行為につき、運営会社に不法行為による損害賠償を認めた事例

本件は、占いサイトを利用するため約400万円分のポイントを購入した消費者が、不法行為に基づく損害賠償等を占いサイト運営会社等に求めた事例である。

裁判所は、個別に占って鑑定等を行うとうたう占いサイトが、実際には個別占いや鑑定を行わず、サイトのシステムを利用して有料ポイントを費消させて利益を得る行為をしていた場合、その行為は詐欺に該当するとして、運営会社の不法行為責任、および運営会社代表取締役の共同不法行為責任を認め、ポイント購入全額と弁護士費用の賠償を認めた。占いサイト運営会社の不法行為責任を認めた点において参考になる判決である。

(東京地方裁判所平成30年4月24日判決、『消費者法ニュース』116号350ページ掲載)

原告：X(消費者)  
被告：Y1(占いサイト運営会社)、  
Y2(Y1の代表取締役)

### 事案の概要

Y1はインターネットを利用した占い・鑑定サイトを複数運営しており、その中にメール占いを行う複数のウェブサイト(以下、本件各サイト)があった。会員登録希望者は初回無料鑑定フォームに氏名、性別、生年月日、携帯電話のメールアドレス等の個人情報を入力し、利用規約に同意すると会員登録され(この際に無料で150ポイントが付与される)、Y1の鑑定師による無料鑑定メールが送信される。会員がY1の鑑定師に悩みや運勢等の鑑定してほしい事項をメール送信して個別鑑定を申し込むと、その鑑定師により24時間以内に鑑定内容がメール送信され、一連の鑑定に当たり4回程度のメールが送信される。鑑定師からのメールは鑑定の一部しか記載されず、全文を読むにはメール記載のURLからサイト内のメールボックスにアクセスする必要があるが、そのメール閲覧画面には返信フォームが用意され、会員が

鑑定師に返信するには150ポイントが必要になる。Y1の鑑定師は会員に利用規約に基づき占い鑑定、<sup>きとつ</sup>祈禱、まじないなどの勧誘や時候のあいさつのダイレクトメールを送信する。なお、配信停止手続き可能なものとなっている。

返信フォームを利用する際に必要なポイントは、1,500円で150ポイントから5万円で7,500ポイントまで、購入数に応じて7段階の価格になっていて、クレジットカード決済等で購入する。Y1はインターネット上に「無料鑑定」などと広告を掲載し、利用者がクリックすると本件各サイトにアクセスできるようになっており、そこでは、「会員について個別にY1の鑑定師が占いをを行い、その結果に基づいて悩み事についてアドバイスする、それにより悩みが解消した事例がある、初回無料鑑定」などと記載され、利用の勧誘が行われている。

職場の人間関係や家族の難病罹患等の<sup>りかん</sup>悩みを抱えたXは2014年8月に本件各サイトの広告



を見つけ、登録した。すると、いかにも源氏名のようなきらびやかな名を名乗る、Y1の多数の鑑定師から、「X'(Xのユーザー名)さんは集中的に鑑定をする方に選ばれた」「X'さんには〇〇の波動が現れかかっています」などXにとって良い方向の内容のメールなどが送られ、「【△△△】この言霊をこちらにお送りください…」「〇〇をして、終わりましたら【□□□□】とお送りください」(【 】内には、空想的な要素が連想される、言葉の意味を成していない文字が記載されている)など、返信を要求するメールが次々送られてきた。Xはポイントを購入して多数の鑑定師からのメールに返信を続け、ポイント購入のために2015年2月28日までに約400万円を支払った。

Xは、Y1は実際には個別占いや鑑定を行わず、サイトのシステムを利用して有料ポイントを費消させて利益を得る行為をしていたとして、主位的に不法行為に基づく損害賠償を(Y2については共同不法行為または会社法429条1項<sup>\*1</sup>を根拠とする)、予備的に消費者契約法上の断定的判断の提供、不実告知による取消しによる不当利得の返還を理由として、ポイント購入代金約400万円と弁護士費用の賠償を求めて提訴した。

判決では、これらのメールの中に、異なる鑑定師からのメールで、複雑な内容でありながらほぼ同じメールがあることや、ユーザー名が違うだけのもの、類似点が多いものが多数あることを認定している。また、メールの内容について、抽象的かつ空想的な内容が記載されているのみで、具体的にY1の鑑定師がどのような方法、時期等に占いや折祷等を行ったのかの記載がなく、それを特定することができないことも指摘している。さらに、Y1には少なくとも、本件各サイトの鑑定師合計95名が存在することがわかれるが、Y1の鑑定師の一覧、Y1と個々

の鑑定師との契約形態、全体としての報酬の支払い状況、各鑑定師としての経歴等を裏づける客観的証拠、それぞれの占いや祈禱等の方法、Xに関しどのような方法の占いや祈禱等を行ったかなどについて個々の鑑定師が特定される情報を開示せず、客観的な証拠をもって明らかにすることは容易であると考えられるが、YらはXから釈明を求められても上記の範囲においても明らかにしていないことが認められている。



### 理由

裁判所は以下のように判断して、Y1の行為は詐欺であるとしてY1の不法行為責任およびY2の共同不法行為責任を認め、Xの請求を認容した。

#### (1)Y1について

占いとは、人の将来の運勢や事の吉凶などを自然の兆候や物に現れた形象によって予想をすることであるところ、本件各サイトは各会員について、個別にY1の鑑定師が占いをを行い、その結果に基づいて悩みごとについてのアドバイスをすることを掲げているものである。

本件では、Y1の鑑定師とY1との契約関係の存在すら不明であり、また、Y1の鑑定師が具体的に占いや祈禱等を行っていることを裏づけるべき証拠はなく、これらはY1の鑑定師の個人が具体的に特定されるべき情報を開示せずとも容易に明らかにできると思われるのにYらはこれを明らかにしていない(本件各サイトにおいて相応の空想的要素があることを否定するものではなく、Y1の鑑定師が送付したメールの内容が厳密に真実であることが要求されるものではないが、Y1との契約関係や占いや祈禱等の実在性に関する点について空想的要素を否定

<sup>\*1</sup> 会社法429条1項(役員等の第三者に対する損害賠償責任)役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。



しない範囲において具体的根拠をもって明らかにすることは容易であると思われる)。また、Y1の鑑定師が送付しているメールは、X個別の運勢に関する状況を指摘したうえで、特定の行為を行えばその運勢が向上することを指摘し、その行為を求めるもの、そしてその結果を報告するもの、時候の挨拶等である。しかし、X個別の運勢に関する状況の根拠については、メールの内容等からはどのような占いによるものか特定することはできない。そして、何らかの占いによるのであれば、通常同一の内容となることは考えにくい。Xや他の会員の運勢に関することやXや会員の個別の鑑定の結果等について、同一ないし類似の内容のメールが、Y1の鑑定師名義で送られている。

これらのことを総合すると、Y1の本件各サイトにおいては、占いや祈祷等を行う者としての鑑定師という者は存在しないか、少なくとも、Xについて個別に占いにより運勢をみたうえで、メールを送信したり、Xからの申込みに応じて占いや祈祷等を行ったりしたことはないことを認めることができる。

Y1の鑑定師は、Xの運勢を占いによって鑑定していることを前提として、まずXに対し、運勢が向上する状況にあることを述べ、そのためにY1への鑑定師への返信を含む特定の行為を求めることを求め、また、Xからの返信がない場合などにはXに対し上記特定の行為をすることをさらに求めるメールを送信し、これにXが応じると、Xに対し個別の占いによる鑑定や祈祷等の結果を複数回にわたって知らせているのであり、こうした行為をY1の多数の鑑定師は、Xに対し繰り返し行っている。さらに、本件各サイトのシステムからすれば、XがY1の鑑定師に返信し、また、占いによる鑑定や祈祷等の結果を知るために、有料のポイントが必要となる。

そして、Y1の本件各サイトにおいては、占いや祈祷等を行う者としての鑑定師という者は存在しないか、少なくとも、Xについて個別に占いにより運勢をみたうえで、メールを送信したり、Xからの申込みに応じて占いや祈祷等を行ったりしたことはないことを認めることができるのであるから、Y1の鑑定師の行為は、占いや祈祷に基づくものではなく、単に、Xをして本件各サイトにおいて有料のポイントを消費させるために行っているものに過ぎないと言える。

以上によれば、Y1は、本件各サイトにおいて占い等を行うことを掲げておきながら、実際はこれを行うことをせずに、本件各サイトのシステムを利用してY1の有料のポイントをXに消費させてY1が利益を得る行為をしているものである。そして、Xが、本件各サイトが上記のようなものであることを知ったうえでこれを利用していたとは認められない。したがって、Y1の行為は、詐欺に該当するものであり、Xに対する不法行為に該当する。

### (2) Y2について

Y1の代表取締役または取締役はY2のみであるから、Y2はY1の業務全般を実質的に指揮監督していたと推認でき、この推認に反する証拠はない。そうすると、Y2は、Y1と共同して、Xに対して不法行為を行っていたものと認めることができる。

## 解説

占い師(鑑定師)と何度も有料メールをやり取りさせる占いサイトについては国民生活センターにて相談事例をホームページに掲載し注意喚起している\*2。

本件占いサイトは裁判所によって、鑑定師が

\*2 ウェブ版「国民生活」2016年5月号「苦情相談」[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201605\\_14.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201605_14.pdf)



存在しないか少なくとも個別に占っていないと認定されており、サイト側は個別鑑定等と称して同一内容のメールを発信して、個別鑑定されていると信じた顧客に有料のメール送信等を繰り返させて利益を上げる、実質的にサクラサイトと同様のシステムになっている(X側はこの点からサクラサイトの事例(参考判例①)を引用している)。占いサイトの場合、被害者は占いによって悩み事の解決や何らかの成功等をめざしており、それが達成できなかったこと自体を争点とする場合もあるが(参考判例②は本件と同一会社を被告とする事例であるが、この点も争点としている)、一般的には占いは不確実なものと考えられやすく、結果自体を争うことは難しいかと思われる。

本件判旨も、サイトや鑑定師のメールに相應の空想的要素があることは否定せず、メールの内容が厳密に真実であることが要求されるものでもないとしている。本件でXは内容自体の正確性や結果には触れずに、そもそも個別に占い・鑑定をしていないことを争点としており(Xは占いによって悩みが解決しないことを鑑定師へメールしているのもその点の不満は抱いていたと思われる)。なお予備的請求である消費者契約法による取消しについては、悩みを解決すると断定している点を断定的判断の提供とし、不実告知については、個別鑑定をうたいながら実際にはしていなかった点等を主張していた)、同一内容のメールが多数あること、Y1と鑑定師らの契約形態、鑑定師としての経歴、占いや祈祷の方法等に関するY側の情報開示の不十分さを理由に不法行為が認定されている点に特徴がある。Y1の鑑定師のメールは、Xの個別事情に踏み込まない誰にでも当てはめられそうな抽象的かつ一般的内容のものにユーザー名を組み込んであるだけのものが多い。ただし、前記参考判例②も同様の主張・立証方法によって争っているが、鑑定師のメールには原告からの

メールの内容を理解しその状況に合致する対応をしており、原告の心情に配慮するかのような旨が記載されたメールが送信されていたとして、鑑定師が存在していないとは言えない、個別に占ったうえ対応している部分もあると裁判所が認定し、消費者側の主張を認めていないので注意は必要である。

なお、Y側は参考判例③を挙げて、本件は害悪を相手方に告げて不安に陥れ、祈祷や占いをさせているわけではないので不法行為に該当しないと主張しているが、本件のように他の顧客らと同一内容のメールで、「〇〇に選ばれた」「さらに良い状態になる」「もう少しで幸せになれる」などと有利な方向性を申し向けて占いや鑑定を申し込ませ、継続させることも当然不法行為を構成する。

### 参考判例

①東京高裁平成25年6月19日判決(『判例時報』2206号83ページ X側引用のサクラサイトの事例)

ウェブ版国民生活2015年5月号「暮らしの判例」  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201505\\_14.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201505_14.pdf)

②仙台地裁平成30年9月12日判決(LEX/DB、Yを相手とする別訴訟、原告敗訴)

③大阪高裁平成20年6月5日判決(『消費者法ニュース』76号281ページ Y側引用の、害悪を告知して不安をまおり、祈祷料や鑑定料として高額な金員を支払わせた事例)

④東京地裁平成26年3月26日判決(『消費者法ニュース』101号338ページ 自称スピリチュアルカウンセラーによる電話占い相談、不法行為を認めた事例)

ウェブ版国民生活2016年2月号「暮らしの判例」  
[http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201602\\_15.pdf](http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201602_15.pdf)